

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(略称「日赤新労」)
東京港区芝芝愛宕町2の9
電話・東京501-7080
発行責任者
前川 功

日赤新労ニュース

- 綱領
1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて、われわれの権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. われわれは、常に暴力と独裁を排し、自由にして明らかな民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

昭和三十八年度最終の中央委員会 開催される

一月二十五・二十六日

長崎県雲仙・有隣荘で

新労の第四回中央委員会は、昨一月二十五日、二十六日の二日間、わたつて長崎県雲仙の国民宿舎有隣荘において開催された。
会場は地元長崎原爆病院職員組合会長松下雅章氏をはじめ同職員の幹事によるもので、各位の心労に對して一同深謝するところである。
この中央委員会は、本年度最終の重要議案の山積した会議で、終始活発な論議が展開された。
○第一日(二十五日)
日曜日より午後一時開会。
一、開会のことば
前川書記長が長崎原爆職員組合に對して会場幹事の謝辞を述べ、全国から集った中央委員の労をねぎらつて開会を宣した。
二、資格審査と成立確認
役員中一名、中央委員十五名中二名の欠員で、構成員十九名の出席をもつて成立確認。
出席者 吉原三郎(執行委員長) 長田宏平(副委員長) 川出富治(副委員長) 前川功(書記長) 村松彦太(会計) 菊地克雄(会計監査) 以上後員
久保田隆吉 鈴木房次(代菅野鉄) 加藤允 三木和夫 小川幸雄 村松義則(代菅原義彦) 山田正 竹内茂輔 増村榮夫 木村良一(以上上中央委員) 兼松己一(以上中央委員)
他に傍聴者(中央・名古屋第一 唐津・福岡・原爆・他)多数。
三、議長の選出
執行部に一任され、議長に福岡県支部新労組の兼松己一、副議長に名古屋第二支部の竹内茂輔の両氏が選ばれた。
四、書記と議事承認者の任命
書記には本部書記局の夏井、田中の両名、議事承認者として名古屋第一支部の宮原義彦氏が任命された。
(ここで長崎支部職組からの

祝電披露
吉原執行委員長は、この中央委員会は本年度最終のものであるから、議案については慎重審議されるよう要請し、六・七の二案の早期実施、労働協約の全面締結、組織の強化拡大等に關して述べられた。また一月十七日の閣議で医療費は公共料金と認められて措置されたことが語られ、組織の問題にも触れた。
六、一般経過報告
前川書記長から第三回中央委員会以来今日までの主要な経過の報告があつた。
年末手当の決定、労働協約小委員会の委員決定、ニュース原稿の交付、阿武山日赤の加盟、年末の会計監査実施、労働協約小委員会の開催、執行委員会における提出議案の検討等が順をおつて詳細に報告された。
次いで審議事項に入つた。
一、六・七の二案について
吉原執行委員長から提案説明。この問題については近目中に本社と団交をもち、強力に要望するつもりである。
局長や病院長などの間で六・七の二案は四月から実施するとかまた定年制もそのころからやるとか、いろいろな話もあつた。
二、労働協約改訂について
長田副委員長から提案説明。協約の小委員会は、第一回を二月十六日、第二回を一月十七日に開いて、たゞいままでのところでは約全条の三分の二まで進んでゐる。
問題となつたのは前文、賃金の項、労働時間、休憩時間と各施設の創立記念日というようなどころである。
三、組織強化拡大について
増田委員、労働協約会その他に對して木村、久保田、宮原、松下の各委員から発言があつた。
「次期大会において承認することとまで審議して貰いたい」(久保田氏)
「三月の中頃頃までには何とかまとめた方がいい」(長田氏)
川出副委員長から提案説明。組織問題では、さきの中央委員

会では先ず内部組織を強化するといふことに決定をみてゐる。
大阪阿武山日赤の加盟は既にニュースその他で承知のとおりである。京都支部には川出、増村の二人が出かけた。
岡山、鳥取の日赤にはこの会議の帰途、吉原氏と川出氏が立ち寄ることとする。
この三月から四月にかけては各組合の大会時期であるから、中央委員即オールドとすることを再認識して活動して貰いたい。
各組合の組織の状況はどうか?
木村(益田)、久保田、菊地(盛岡)、井上(唐津)の各委員から単組の状況の報告があつた。
「執行部から指令があつた場合、中央委員はそのオールド指令に従つて行つて貰えるか?」
という川出氏の発言は、挙手多数で決定した。
午後五時休会。
五、三十八年度予算修正について
村松会計説明。
予算の更正は当然行なわなければならないことなので、全員異議なく承認した。
五、第三回定期大会開催について
一、三十九年度運動方針について
二、三十九年度予算について
三、三十九年度役員改選について
四、規約改正について
この四項目は重要な事項なので、項目ごとに分科会を設けて慎重に審議することに決し、次のとおり分科会の項目と人選をしたのである。
(一)ここで定年制の問題が出たが、この問題は、「その他」の項に特に「定年制について」の一項を入れて審議することとなつた。
(二)三十九年度運動方針と三十九年度役員改選について
(三)分科会には菅野、小川、宮原、増村、井上、兼松の六名。
(四)分科会には部長一名を選任することとなつて第一日を終了した。
(五)午後六時十五分。
かくて長崎原爆職組の好意による懇談会に移る。
午後八時から前記の分科会が持たれて、夜の更けるのも忘れる



ほどの熱をもつて慎重審議が続けられたのであつた。
○第二日(二十六日)
第二日は二十六日の午前八時五十分の開会。
先づ三十九年度運動方針について久保田委員が説明。
○公務員並みの賃金獲得。(可決)
○労働協約の全面締結。(各単組でも締結する。可決)
○年金制度の早期実現。(次期大会までに執行部と中央委員で検討研究する。可決)
○組織強化拡大。(このことは常に頭において、ただ前進あるのみ。可決)
○三十九年度予算について小川委員説明。
会計から三つの案が提出されたが、第一案の組合費七〇円値上げの月額二〇〇円は、日下の情勢では不可能と思はれるので破棄。
第三案の現状のままの一三〇円現維持案は、組織運営上とても苦痛であつて、前向きな姿勢になることができない。組織の前進といふことを考慮するときこれでは不可能である。
結局第二案を検討したのであるが、山田、三木、松下、川島、木村、増村、加藤、吉原、小川、菅野、村松の各委員の活発な発言が続いた結果、殆んど委員が第二案に賛意を表することとなつた。
第三案は採用するにしても、予算案を再検討して押す必要がある。どうしても、組合というものが活発に動くためには専従者が居なければならぬ。この第二案を専従者をおくという前提のもとに組み直す。というところになつて、委員の賛成を得たのであつた。
第二案とは、組合費を月額一五〇円(二〇〇円の値上げ)とする案であつて、ベニスタップもあるが、諸物価高騰の折衝でもあるので、月に三〇〇円くらいの値上げは、組合員各位に納得して貰えるものという結論に達したわけである。
○三十九年度役員改選について
久保田委員説明。
前進といふことを考慮するときこれでは不可能である。
結局第二案を検討したのであるが、山田、三木、松下、川島、木村、増村、加藤、吉原、小川、菅野、村松の各委員の活発な発言が続いた結果、殆んど委員が第二案に賛意を表することとなつた。
第三案は採用するにしても、予算案を再検討して押す必要がある。どうしても、組合というものが活発に動くためには専従者が居なければならぬ。この第二案を専従者をおくという前提のもとに組み直す。というところになつて、委員の賛成を得たのであつた。
第二案とは、組合費を月額一五〇円(二〇〇円の値上げ)とする案であつて、ベニスタップもあるが、諸物価高騰の折衝でもあるので、月に三〇〇円くらいの値上げは、組合員各位に納得して貰えるものという結論に達したわけである。
○三十九年度役員改選について
久保田委員説明。

- 分科会では昭和三十九年度の役員として次の人々を決めた。
○執行委員長 吉原三郎
○副委員長 川出富治、千種重樹
○書記長 前川功
○会計 結方広市(武蔵野)
○執行委員 山崎・高畑(兵庫) 増村(三重) 久保田、松下。
なお、この執行委員というものは規約改正の点で触れる。
この人選は挙手によつて決定。
○規約改正について
小川委員説明。
小委員会では、執行部から提案された第一案、第二案について検討した。両案について逐条審議したところ、第一案を採ることとなつた。
その第一案は次のとおり。
組合規約改正案
第一、第二十八条第一項中「加盟単組」を削除する。
第二、第三十二条第一項を次のように改める。
(執行委員会の構成と開催)
第三十二條 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計及び執行委員をもつて構成され、執行委員長が会議を招集しこれを司會する。
第三、第三十四条を次のように改める。
(役員の名稱と定員)
第三十四條 本会に次の役員を置く。
執行委員長 一名
副執行委員長 一名
書記長 一名
会計 一名
執行委員 三名
第三十九條を次のように改める。
(執行委員の任務)
第三十九條 執行委員は、執行委員長を輔佐し、組織全般に亘る業務を推進する。
第四十條を次のように改める。
(役員選出)
第四十條 役員は別に定められた規則に基づいて、組合員の中から立候補した者、もしくは組合員から推せんされた候補者につき、大会の出席代議員の直接無記名投票によつて選挙される。
六、新設
第六章 会計監査
第四十四條 本会に会計監査二名を置く。
二、会計監査は、本会の手立ての財政の状況及び会計収支について、定期的に監査を行う。

第四回団体交渉開催

ほか、会計が辞任した場合、その他必要に応じて、随時会計処理が正当に行なわれていくかどうかを、監査する任務をもつ。

（会計監査の選出及び任期）第四十四条 会計監査の選出及び任期については、第四十条並びに第三十五条を準用する。

（要約すると、組合費を一月月額百五十円とし、これによつて専従者一人と執行委員三名を置くという）こととして予算を組むということになるわけである。

（要約すると、組合費を一月月額百五十円とし、これによつて専従者一人と執行委員三名を置くという）こととして予算を組むということになるわけである。

長崎県雲仙における中央委員会で行明したところによつて、執行部では本社に対して直ちに団体交渉を申し入れ、二月十日午後一時三十分から本社側との団交に入った。

六・七％ペアについて 新労・われわれは昨年七月、人事院勧告のあることを察知して、公務員と同時同率のペアを要求して現在に至つたのであるが本社側は財政上困難を唯一の理由として、われわれの要求に反して来た。われわれの指導者の積極化を強く望み、経営者としての責任において、いよいよ公務員に準ずる日赤給与体系を敷くことに決めた。

労働協約小委員会 この三回にわたる小委員会の審議において問題となつた事項とが個所について、新労は新労としての改正案あり意見を述べた。

（要約すると、組合費を一月月額百五十円とし、これによつて専従者一人と執行委員三名を置くという）こととして予算を組むということになるわけである。

かわらず、本社職員に限つて四月から定年制を適用するといふことは、われわれの極めて遺憾とするところである。

定年制問題について 新労・本社、支部、病院、いずれも同じく日赤職員であるにもか

（要約すると、組合費を一月月額百五十円とし、これによつて専従者一人と執行委員三名を置くという）こととして予算を組むということになるわけである。

（要約すると、組合費を一月月額百五十円とし、これによつて専従者一人と執行委員三名を置くという）こととして予算を組むということになるわけである。

各地のうごき

Table listing various regional branches and their members, including titles like '会長' (President) and '副会長' (Vice President) for different groups.

吉原執行委員長 プロフィール 吉原氏も群馬の男性の一員として、フェミニストであることはいうまでもない。

（要約すると、組合費を一月月額百五十円とし、これによつて専従者一人と執行委員三名を置くという）こととして予算を組むということになるわけである。



話し合えば解らないことはない、というのが氏の持論であつて、むずかしい理論でもうまくくだるものがある。